

【文京区】障害者の雇用をサポートします!

障害者雇用

文京区障害者就労支援センター（無料）

障害者の就労に関する相談窓口として、企業の障害者雇用へのアドバイス、職場実習、就労、職場定着及び生活面の支援、ハローワーク飯田橋など関係機関と連携を図っています。お気軽にお問い合わせください。

相談場所 文京区本郷4-15-14 文京区民センター1階

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日及び年末年始を除く)

文の京ハートフル工房（障害者施設商品販売会）の出張販売

障害のある当事者の方も販売員として参加し、イベントや企業等でパンや雑貨を販売します。

ジョブ～る文京

「ジョブ～る文京」は、文京区にある障害者就労支援施設ネットワークの愛称です。加盟事業所が共同で作業を受注し、障害者の社会参加と工賃向上を目指し活動しています。小口の作業から大口の作業まで、お気軽にお問い合わせください。

令和8年7月1日から 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられています

法定雇用率の引き上げにより、対象事業主の範囲は常用雇用労働者数40.0人以上から37.5人以上に拡大されます。

また、令和6年4月以降、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体・知的障害者及び精神障害者についても、雇用率の算定対象となっています。

民間企業における法定雇用率引き上げ	現在	令和8年7月から
法定雇用率	2.5%	2.7%

文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成

●概要

文京区内中小企業等の事業主を対象に、障害者の雇用拡大・理解促進を目的として、職業体験受入れや雇用に係る経費を助成する事業です。体験受入れ等を、文京区障害者就労支援センターがお手伝いします。

●助成金内容

次の場合に助成金を支給いたします。（事業主の賃金負担等はありません）

障害者の職業体験の受け入れを実施した場合

職業体験受入れ奨励金	1日2時間以上4時間未満	1日につき2,000円
	1日4時間以上	1日につき4,000円

職業体験の受け入れを経て、正式に雇用した場合

雇用促進助成金	雇用した障害者1人当たり	10万円
---------	--------------	------

●助成に当たっての事業主の要件

対象を拡大し、企業規模にかかわらず障害者雇用の実績のない事業者も対象としました。

職業体験受入れ奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 区内に就業場所がある。 雇用保険に加入している。 職業体験受入れ実施前に、文京区障害者就労支援センターに相談し、事業利用の申込を行っている。
雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 職業体験受入れを経て同一の障害者を継続的に雇用。 3か月以上雇用を継続している。 公共職業安定所を経由して雇用した。

お問い合わせ先

文京区障害者就労支援センター（文京区民センター1階）

☎ 03-5805-1600 FAX 03-5805-1601